

令和 8 年度

# 雄武町行政執行方針



雄 武 町

## ◎はじめに

令和8年第1回雄武町議会定例会の開会にあたり、令和8年度の町政執行に対する私の所信と重点的な施策について申し述べます。

昨年6月に「地方創生2.0基本構想」が閣議決定され、「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創ることをめざす姿とし、地方創生2.0を「令和の日本列島改造」として、力強く進めていくことが明記されました。

雄武町においても、第3期まち・ひと・しごと総合戦略とともに、上位計画である第6期雄武町総合計画との連携・整合を図り、まちづくり政策を進めてまいりました。

第6期雄武町総合計画後期基本計画に位置付けられる実施計画事業については、同計画がめざす目標達成のため、財政計画との調整をしながら進めているところでありますが、計画終了年次まで残すところ2か年となることから、これを着実に推進していく必要があります。その中でも人口については、大きな指標として掲げられているところであり、特に社会人口変動の動きについては、関係する施策を集積させ、総合的に講じていかなければなりません。

これからも雄武町は基幹産業である第1次産業を強く太い基本軸として、第2次産業、第3次産業など関連産業につなげていくことで、強い経済を形成し、「健やかで安心なまちづくり」と「地域活性化に資する集いと賑わいを創出するまちづくり」を進めていくことを念頭に、町政運営にあたってまいります。

以下、第6期雄武町総合計画の後期基本計画に位置付けされる政策目標ごとに教育行政に関わるもの以外の主要な施策について、ご説明申し上げます。

# 1

## 躍動感あふれる産業のまち

### ◎農業の振興

農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能の発揮を通じ、住民の暮らしにおいて大切な役割を担っており、国の食料・農業・農村基本法の改正及び同法にもとづく基本計画により、農業は国の食料安全保障分野として大変重要となっております。

生産性の高い農業経営の育成・確保を行うためには、令和6年度に策定した雄武町農業地域計画にもとづく農地バンクの活用や基盤整備の推進による農地の集積・集約化に加え、スマート農業をはじめとした新技術の導入等を通じた生産性の向上が必要となります。

持続可能で力強い基幹産業として本町の農業が安定的発展を築いていくためには、新規就農者や担い手の育成・確保、労働負担の軽減、収益力・生産基盤の強化などの取組も進めていく必要があります。

土地基盤の整備については、国営緊急農地再編整備事業雄武丘陵地区が着工されてから10年が経過しておりますが、令和12年度の完了に向けて、引き続き事業の円滑な推進に取り組んでまいります。また、雄武丘陵地区の受益地外となっている雄武南部地域については、令和7年度に国営農地再編整備事業栄丘共栄地区促進期成会を設立したところであり、事業採択並びに早期着工に向けて、関係機関との協議を進めてまいります。

北海道農業公社が事業主体となって実施している草地畜産基盤整備事業畜産担い手総合整備型（再編整備事業）については、令和7年度から新たに、おうむ地区が開始されており、引き続き既存草地の計画的な基盤整備や排水不良地の改善を図ってまいります。

粗飼料の自給率や品質の向上、生産コストの低減等を図りながら、安定した農業経営基盤の構築をめざすため、令和6年度に設立された粗飼料生産組織「おうむ飼料センター」の運営支援を継続してまいります。

土地改良事業等による圃場の大区画化や農地の集約化により、作業の効率化がより重要になっており、自動操舵システムやドローンなどのスマート農業の導入にあたっては、情報通信環境の整備が必要となっていることから、農業者が抱える課題に対応した情報通信環境の整備を開始してまいります。

農山漁村の活性化を図ることを目的とした日本型直接支払制度である中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金のほか、環境に配慮した生産を後押しする環境保全型農業直接支払交付金を活用した取組についても継続して支援し、優良な農地の維持・保全等を促進してまいります。

## ●林業の振興

本町が有する豊かな森林は、先人たちの努力によって生まれ、戦後に造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源を循環的に利用することが重要であります。

町有林については、森林経営計画にもとづき、国の補助事業を効果的に活用しながら、造林や間伐などの森林施業を計画的に実施し、土砂災害防止など、森林が持つ公益的かつ多面的機能を最大限に発揮させるとともに、森林のCO<sub>2</sub>吸収量をクレジットとして認証する「J-クレジット」の創出に取り組み、脱炭素社会の実現に向けて貢献してまいります。

私有林については、森林所有者による自主的な整備が進まずに放置されている未整備森林の解消が課題となっていることから、伐採跡地等の確実な植林を目的とした豊かな森づくり推進事業を実施するほか、森林環境譲与税を活用した町独自の事業も進め、森林所有者の負担軽減を図ってまいります。

林道の維持管理については、林道施設長寿命化計画にもとづき、北隆第1号橋の補修工事を実施し、林道の安全性確保と林業基盤の維持のため、今後も計画的な維持管理とともに、木材搬出の効率性を高めるために必要な林道整備について検討を進めてまいります。

エゾシカやヒグマなどの有害鳥獣による被害の対策については、「鳥獣被害防止計画」及びヒグマの生息域と人の生活圏を明確に区分する「ヒグマゾーニング計画」にもとづき、鳥獣被害防止対策協議会、警察、近隣自治体など関係機関との連携を強化するとともに、特に地元猟友会との関係を密に保ち、行政側で必要とされる協力及び支援を引き続き講じていくとともに、新規狩猟者の確保に向けた支援も継続しながら、効果的な捕獲及び対策を実施してまいります。

## ●水産業の振興

水産業については、本町の基幹産業の一つとして、地域経済や雇用を支える重要な役割を担っていることから、その現状を踏まえた取組を進めております。

ホタテ貝に関しては、高水温化に伴う生育不良等の問題により、計画量を下回る水揚げにとどまったことから、資源状況や漁獲の推移を注視しながら、引き続きつくり育てる漁業を基軸に取り組みとともに、国や北海道等にも状況を伝え、かつ必要な要請も行っているながら、今後の安定した漁業の確立とホタテ漁業の正常化をめざしてまいります。

また、海外需要の高いナマコの資源増加に向けた調査や毛ガニ資源の減少に歯止めをかけるための増養殖試験に対する支援を継続するなど、海洋の変化を見据えた取組も進めてまいります。

生産と流通の拠点となる漁港については、元稲府・雄武・沢木・幌内の4漁港があり、国の直轄事業として元稲府漁港、北海道の事業として雄武、沢木漁港の整備が進められており、雄武漁港については、令和7年度に新たな整備事業が採択されたことから、より一層の事業促進について関係機関に要請してまいります。

水産加工業については、昨今の加工原料の高騰及び不足により、経営が厳しい状況にあ

ることから、新たな販路拡大に対する資金借り入れに伴う利子に対し支援するとともに、ホタテのウロ処理等の水産廃棄物処理に対する負担軽減対策を継続して行ってまいります。

また、水産加工業界は多くの外国人技能実習生等により支えられている状況を踏まえ、外国人技能実習生等の雇用経費に対し支援を継続するとともに、住環境の改善等に係る補助制度も継続し、必要とされる経営の安定化に資する支援等を行ってまいります。

釣り人のマナー対策については、海浜等の美化及び漁業資源の保護の観点から、ローカルルールを創設してまいります。

## ●商工業の振興

人口減少により地域経済が縮小傾向にある地方においては、依然として厳しい状況が続いていることから、その影響を最小限に抑えるため、商工会や金融機関と連携し、町内中小企業等に対する生産性向上を目的とした施設整備の支援、さらには雄武高等学校で開発された特産品の商品化支援などを通じ、新たな産業及び雇用の創出に努め、地域経済の活性化を図ってまいります。

## ●観光の振興

本町においては、オホーツク海や北見山地から広がる山林などの雄大な自然、温泉、恵まれた食材といった多様な観光資源を有していることから、これらを最大限に活用し、本町の観光の魅力を積極的に発信してまいります。

また、雄武町観光協会をはじめとする関係団体との連携を一層深めながら、日の出岬エリアを核とした体験・滞在型観光の推進、道の駅などの観光施設の在り方についての調査・研究、地域おこし協力隊制度を活用した観光支援員や公認キャラクター「いくらすじ子」を活用した情報発信等を通じて、交流人口及び関係人口の拡大に努めてまいります。特に道の駅については、地域の観光経済に大きな効果を生み出すことから、庁内に検討組織を設置し、整備構想の方向について議論を進めてまいります。

「おうむ産業観光まつり」や「雄武の宝 うまいもんまつり」については、来て、見て、感じ、集いと賑わいを創出し、本町の魅力を発信・体感できる効果的な一大イベントであることから、引き続き積極的な展開を図ってまいります。

さらに本町の観光振興に大きく寄与しているオホーツク温泉ホテル日の出岬については、内外から高い評価を受けていることから、指定管理者である雄武町観光開発株式会社と連携しつつ、引き続き必要な整備を進め、町民福祉の向上を図り、さらなる観光客の誘引につなげてまいります。



# 2 安心感の持てる福祉のまち

## ◎保健・医療の充実

疾病の予防と健康の増進については、「第2次雄武町健康増進計画」にもとづき、生活習慣病の発症及び重症化予防を重点事項に掲げ、健康寿命の延伸に向けて、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことができる環境づくりを推進してまいります。

各種健診の受診率は依然として国の目標に到達していないことから、町内の医療機関との連携を一層強化し、未受診者への受診勧奨を徹底することにより、さらなる受診率の向上に努めてまいります。

母子保健については、「こども家庭センター」を設置し、母子保健と児童福祉の両機能が一体となった包括的な支援を切れ目なく提供するとともに、特に幼児期におけるう歯率が全道平均を上回っていることから、専門職種が連携し、歯科予防対策を推進してまいります。

感染症予防については、令和8年4月から妊婦を対象としたRSウイルスワクチンの定期予防接種を開始するほか、既存の各種予防接種についても、引き続き医療機関との連携により、円滑に接種を受けられる体制を確保してまいります。また、感染症の発生や流行に際しては、迅速かつ正確な情報発信を行い、感染拡大の防止に取り組んでまいります。

地域医療については、西紋圏域における医療体制を持続可能とするため、オホーツク西紋医療ケアネットワークの中核を担う広域紋別病院との連携を強化していくとともに、都市部にある複数の専門病院との医療機関連携を拡充しながら、安心・安全な医療提供体制の確保に努めてまいります。

また、町民が将来にわたって安心して生活できるよう、町内医療機関に対する運営費等の一部助成を継続するとともに、開業医の誘致に向けたPRを展開してまいります。

国保病院事業については、地域住民の健康保持に必要な医療を提供し、町民がこの町に安心して住み続けていただくため、救急医療をはじめ、地域医療の確保に重要な役割を担っているところであり、本年1月から常勤医師が3名体制となったことから、さらに在宅診療等をはじめ、健康診断の拡充を図ることにより、重症化予防についても取り組んでまいります。

一方、医療職の都市と地方の偏在などの理由により、看護師などの医療従事者の確保が困難な状況となっておりますので、引き続き関係機関への働きかけを行ってまいります。

また、町民の生命と健康を守るため、緊急時における他医療機関との画像データや診療情報の共有が可能な新ポラリスネットワークシステムの活用を進めてまいります。

経営面においては、公立病院としての使命として、町民の最後の砦であることの認識を高める中で、令和5年度に策定した「国保病院経営強化プラン」にもとづき、地域包括ケア病床への転換に向けた具体作業を継続し、持続可能な地域医療提供体制の構築を進めてまいります。

介護老人保健施設については、地域包括医療ケア機能の施設拠点として重要な役割を担っ

ているところでありますが、引き続き介護サービスの質を維持するとともに、必要な方が迅速に利用できるように、関係機関との連携強化により適切な運営に努めてまいります。また、次期介護報酬改定において求められる施設機能等についても留意してまいります。

## ●高齢者支援の充実

本町の高齢者福祉施策は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画にもとづき進めておりますので、「第11期高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」を策定し、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進を図るとともに、介護サービス事業者に対する必要な指導等について、関係機関と連携しながら進めてまいります。

また、社会人口減につながる高齢者の転出等が増加傾向にあることから、町内において安心な生活を送ることができる住環境として、高齢者向けの住宅等整備について検討を進めてまいります。

高齢者支援については、地域包括支援センターを中心として医療機関や介護事業所との連携を深め、疾病予防及び介護予防事業を推進してまいります。

認知症施策については、引き続き認知症サポーター養成講座を開催するほか、新たにVR（仮想現実）技術を活用した体験型講習を導入し、認知症への正しい知識の普及啓発と地域全体で支え合う理解の促進を図ってまいります。

## ●子育て・子育ての充実

令和7年度に策定した「雄武町こども計画」にもとづき、少子化対策の要として、子育て支援をはじめとする、こども子育ての対策を包括横断的な連携のもとで、引き続き全庁的に取り組んでまいります。

保育所入所児童に対しては、多子世帯における保育料負担の緩和等を講じることとし、これまでの3歳児から5歳児までの保育料無償化に加えて、0歳児から2歳児までの入所児童に対しても保育料無償化を実施してまいります。また、子ども家庭総合支援拠点及び母子健康包括支援センターの機能を有する「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦や子育て世帯、こどもに対する一体的な相談支援体制の充実を図ってまいります。

保育所、児童センターでは、こどもが利用しやすい施設整備を推進し、要望の高い屋内遊具施設の整備を進めていくため、具体的な検討を進めてまいります。

育児不安等についての相談指導、子育てサークル活動等を行う方の育成・支援、保育サービスに関する適切な情報を提供する「子育て支援センター」では、保育所、その他の関係機関との連携を深め、地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、育児支援を図ってまいります。

## ●社会福祉の充実

誰もが安心して暮らしていくためには、地域の福祉課題に対して、地域のつながりを重視しながら、共に支え合い、高め合う地域共生社会をめざしていく必要があります。町民が福祉について学び、参画する機会の拡充に努め、地域福祉の向上を図ってまいります。

障がい者支援については、主要な公的サービスは、障害者総合支援法や児童福祉法にもとづき、障がい福祉サービスや障がい児童福祉サービスに位置付けられていることから、各種サービスを提供するとともに、第9次雄武町障がい者計画を策定してまいります。

障がいや発達に気がかりのあるこどもに対しては、西紋こども発達支援センター「すてっぷ」の活用や保育所等との連携強化を図るとともに、相談体制の充実等による保護者支援機能を強化してまいります。また、町内の民間事業者が運営する地域活動支援センター「ココカラ」については、障がい者の日中の活動の場として、創作活動や各種イベントを通じた交流活動などを実施しており、障がい者の重要な拠点となっておりますので、運営に対する支援を継続してまいります。

## ●社会保障制度の充実

国民健康保険では、北海道が定める統一保険料率を令和12年度に導入することが予定されており、これに向けた医療費水準や所得水準の計画的な見直しを図りながら、国民健康保険税の適正負担により、健全な財政運営に取り組むとともに、町民の健康増進に努めてまいります。

介護保険は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画にもとづき、各種事業を推進するとともに、要支援者や要介護者に対しては、必要な介護サービスを受けられるよう支援していくとともに、増加していく介護保険料の適正負担について必要な検討も進めてまいります。

低所得者の支援については、引き続き民生児童委員や社会福祉協議会、社会福祉事務出張所などとの連携のもと、相談体制の充実を図るとともに、自立に向けた早期支援に努めてまいります。



# 3

## 快適感を満たす環境のまち

### ●環境の保全

国においては、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルをめざす政府目標を掲げており、本町においても令和6年12月にゼロカーボンシティ宣言を行ったところであります。

これを受けて、令和7年度に創設した一般家庭向け太陽光発電設備の整備に係る補助制度については、住民ニーズの高まりもあることから、引き続き推進してまいります。

また、温室効果ガスの排出量削減に向けて、本町の特性を踏まえた再生可能エネルギーの活用や森林が持つ吸収作用の保全・強化についても引き続き調査研究を進め、官民一体となった脱炭素社会の実現に向けて、取組を推進してまいります。

ごみ処理については、一般廃棄物の一部を西紋別地区広域ごみ処理センターへ搬出してありますが、さらなる減量化とリサイクル推進によって環境負荷の低減に努めるとともに、少子高齢化による年齢人口構成の変化により、指定ごみ袋の種類等についても検討を必要とする時期と考えられることから、過去の実績や他自治体との比較分析を進め、適切な住民負担とともに、持続可能な一般廃棄物処理に向けて取り組んでまいります。

令和6年度から始めた飼い主のいない猫の不妊去勢手術助成事業については、事業効果の検証を進めつつ、引き続きボランティア活動への支援を行ってまいります。

### ●交通体系の整備

国が進める国土強靱化の方向性により、本町においても道路施設の老朽化対策や維持管理の問題は年々増加してきており、町道については、緊急性や事業効果を勘案した上で、計画的な道路整備や橋梁点検、道路構造物の修繕を実施してまいります。

国道238号については、上沢木地区から雄武市街地までの区間の防雪対策、主要道道美深雄武線については、拡幅の未整備区間の早期完成をめざしており、これらの整備促進について関係機関に強く要請してまいります。

路線バスに関する支援については、生活交通路線維持補助金によって路線の維持確保に努めているほか、令和7年2月からは、路線バスを利用する町民に対して、町内区間を無料化する制度を導入したところであり、引き続き宗谷バス・北紋バス2路線の乗車密度の向上を図りながら、路線の堅持に努めてまいります。

また、令和6年度に策定した「雄武町地域公共交通計画」等にもとづき、コミュニティバスの運行や地域公共交通の担い手対策、交通事業者への車両更新支援などの取組を進めており、これらの施策を継続するとともに、地域公共交通活性化協議会において、より利便性の高い地域公共交通の実現に向けた検討を進めてまいります。

地域の重要な空港であるオホーツク紋別空港については、東京直行便の通年運航を維

持するため、引き続きオホーツク紋別空港利用促進助成事業を実施してまいります。また、費用負担が少なく首都圏にアクセスできるオホーツク紋別空港の優位性や利便性を最大限に活かし、町民の利用向上を図るとともに、クラブツーリズム等の旅行事業者との連携を深め、団体観光客の誘致を一層推進することで、関係人口及び交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげてまいります。

## ●上・下水道の整備

簡易水道事業については、中長期的な視点で作成した「長寿命化計画（アセットマネジメント計画）」にもとづき、老朽化が進んでいる青葉第二浄水場からの送水管や中央監視装置を更新するとともに、同様に老朽化が進んでいる配水池を更新するための配水池更新詳細設計を実施してまいります。

また、スマートメーターを活用した宅内漏水の早期発見を進めるほか、有収率向上を目的とした漏水調査を継続して実施することで、漏水事故の防止と水道水の安定的な供給に努めてまいります。

公共下水道事業については、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しつつ、計画的、効率的に管理する「長寿命化計画（ストックマネジメント計画）」にもとづき、雄武浄化センターの監視装置及び管理棟改築更新工事を実施し、施設の安定稼働に取り組んでまいります。

簡易水道事業及び公共下水道事業は、令和7年度に見直しを行った「経営戦略」にもとづき、今後の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図ってまいります。

## ●住環境の整備

住環境を取り巻く情勢は、少子高齢化及び人口減少により、空き家の増加が進んでいる一方で、需要が発生した場合に対する適切な住宅の不足が大きな課題となっており、社会環境の大きな変化や人々の価値観の多様化に対応した豊かな住生活を実現するため、令和7年度に改訂した「雄武町住生活基本計画」にもとづき、町営住宅をはじめ、移住定住を促進する町有住宅整備等の住宅施策の推進と適切な管理を進めてまいります。

また、令和7年度に断熱性能向上やエアコン設置に係る整備を対象とした雄武町快適住まいづくり促進制度の拡充を図ったことから、制度の周知に努めるとともに、引き続き町民が安心して快適に暮らし続けられる住環境の向上に努めてまいります。

公園や緑地については、健康づくりや憩いの場、またレクリエーションの場として、さらには災害時の避難場所としても重要な機能を担う施設となりますので、各公園等の遊具の修繕を実施するとともに、日常の管理点検並びに適切な維持管理を実施し、公園及び緑地環境の充実に努めていくとともに、都市計画税の負担の在り方を検討してまいります。

## ●消防・救急・防災体制の強化

地域における安全・安心の確保のため、消防体制の強化として沢木地区の消防ポンプ自動車の更新整備を図るとともに、引き続き老朽化した消防救急デジタル無線の更新整備とともに、紋別地区消防組合において、懸案の通信一元化の検討と整備を進め、構成市町村全体で整備に着手することで、地域の総合的な消防防災力の向上を進めてまいります。

また、あらゆる救急事案に対応するため、救急救命士の確保に取り組むほか、より一層迅速かつ的確な救急処置が実施できるよう訓練を実施するとともに、最新の知識を習得するため、医療機関での実習や救急医療研修会等に参加し、救急救命士の資質向上に努めてまいります。

災害時における体制強化のため、退職自衛官を防災担当専任職員として配置し、災害時の迅速な対応や防災訓練の充実のほか、防災知識の普及を推進し、地域防災力の強化を図ってまいります。

近年は短時間の大雨による急激な河川の水位上昇があるため、従来のパトロールによる管理方法では対応が遅れてしまう課題がありましたが、デジタル技術を活用した河川管理システムを導入し、短時間の大雨にも迅速に対応できる体制の構築に努めてまいります。

また、防災行政無線については、かねてから屋内では放送が聞きづらいという課題が指摘されておりましたので、これを解消するため、スマートフォンやタブレットなどの端末で、どこにいても防災行政無線の放送内容を受信又は確認することができるアプリを利用した仕組みを構築するとともに、町公式ホームページ及び公式LINEなどの多様な情報伝達手段も有効に活用しながら、災害時における情報発信の充実を図ってまいります。

## ●防犯・交通安全の推進

SNS型投資詐欺やロマンス詐欺などの特殊詐欺事件については、認知件数・被害額ともに年々増加しており、その手口も巧妙かつ多様化してきているため、被害に遭わないための対策として、高齢者等を対象とした啓発活動を展開するとともに、防犯用電話自動応答録音装置購入に対する助成を継続してまいります。また、不幸にも犯罪の被害を受けた場合に、町条例により、被害者、家族が一日でも早く平穏な生活を取り戻せるための支援を講じるとともに、警察や関係団体との連携強化を図ってまいります。

本町の交通事故死ゼロ日数は、昨年9月8日に目標の「3000日」を達成し、新たな目標を「4000日」に設定したところでありますが、今後も幼児から高齢者まで、年代に応じた効果的な啓発活動や交通安全教室などを実施し、この大きな目標達成を町民全体の総意により進めてまいります。

## ●情報通信網の整備・充実

国が推進するデジタル田園都市国家構想は、「心ゆたかな暮らし (Well-Being)」と「持続可能な環境・社会・経済 (Sustainability)」の実現をめざす取組であります。

本町においても、昨年閣議決定された「地方創生2.0基本構想」に掲げられたA I・

デジタルなどの新技術を活用し、地方経済と生活環境の創生を実現するため、民間コンサルタントの活用も図りながら、関連施策を効果的に推進してまいります。

また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律にもとづいた住民基本台帳をはじめとする20の基幹業務については、一部機能を除き、統一基準に適合したシステムへの移行を完了しましたので、今後は、これらのシステムを適切かつ効率的に運用してまいります。

さらに行政サービスの維持と質の向上を図るため、文書管理システムの導入や生成AIの積極的な活用を進めるとともに、窓口手続きの一部を郵便局へ委託するなど、フロントヤード改革にも取り組んでまいります。

これらの施策を通じて、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現し、町民の皆様にとって、より便利で効果的なサービスの提供に努めてまいります。

## 4 連帯感を高める協働のまち

### ●町民主体のまちづくりの推進

行政情報の発信については、町広報紙面の充実に努めるとともに、町公式ホームページ、公式LINE、X（エックス）などのインターネット環境を活用し、最新の情報を迅速に広く提供できるよう努めてまいります。

町民の関心が高い財政情報については、分かりやすい構成による予算書や決算書の公表を継続するほか、町総合計画、まち・ひと・しごと総合戦略等の各種計画をはじめ、事務事業評価については、多様な広報手段を活用しながら、タイムリーかつ分かりやすく発信することで、町民参加と協働につなげてまいります。

自治会は、町民が主体的に地域づくりに参加するための基盤として重要な役割を担っておりますが、未加入者の増加や役員の担い手不足などの問題が自治会の規模に合わせて表面化しておりますので、課題の解決に向け、自治会連合会と連携した取組を進めてまいります。

また、地域の環境整備や自主防災力強化のための自主的な活動に対する支援のほか、防犯灯電気料金などの補助を継続するとともに、自治会が実施する地域コミュニティ維持のための行事などに対しても新たに支援し、自治会機能の活性化と維持向上を図ってまいります。

### ●多様な交流の促進

町の発展をともに支えてくださる本町出身者や本町にゆかりのある方々とのつながりを一層深めていくため、ふるさと会の活動が持続的に展開されるよう引き続き支援していくとともに、長年にわたり友好関係を築いてきた佐賀県武雄市や栃木県益子町との交流についても、お互いの魅力を活かした産業・文化・人的交流の充実に努めてまいります。

移住・定住施策の推進については、関係人口の拡大が重要な要素となりますので、町の魅力発信に注力し、お試し暮らし住宅や空き家バンク制度の利用促進のほか、二地域居住やふ



るさと住民登録制度の活用を図り、移住定住を支える基盤づくりの検討を進めてまいります。

地域の課題解決と活性化に取り組む地域おこし協力隊については、おためしやインターン制度を活用しながら、多様な形態での採用を進め、積極的な人材確保と伴走支援に取り組んでまいります。

多文化共生の実現に向けては、多くの交流機会を創出するとともに、環境整備や支援体制の充実を図り、着実に進めてまいります。

## ●効果的・効率的な行政経営

第6期雄武町総合計画後期基本計画がスタートして4年目を迎え、総仕上げの段階となります。これまでの取組を着実に結実させるため、「PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクル」にもとづく進行管理を徹底し、将来像の実現に向けて、政策を力強く推進してまいります。

また、次期総合計画の策定に着手する重要な年度となりますので、現行計画の成果と課題を総点検し、次期計画に必要な政策の方向性などを整理してまいります。

財政関係において、財政健全化法にもとづく健全化判断比率については、いずれも健全段階の数値を維持しており、今後とも中長期的な展望に立ち、将来に向けた健全な財政マネジメントに努めてまいります。また、物価高騰と人件費等の増加が今後も見込まれる中、国では地方財政対策を講ずることとしており、国や北海道の対応をはじめ、町内の経済状況も見極めながら、適時必要な対策や地域経済の活性化を図ってまいります。

ふるさと応援寄附金については、返礼品の提供事業者の協力のもと、ブランド力を活かした魅力ある返礼品に、多くの寄附と評価をいただいております。ふるさと納税の制度を活用して本町を応援していただいた方々には、深く感謝を申し上げます。

ふるさと応援事業については、町や地場産品のPRを通じた地域の活性化や経済効果に加え、交流人口や関係人口の拡大、さらには財政面でも非常に大きな効果があることから、今後も返礼品の提供事業者の開拓や寄附者のニーズに応える返礼品の企画開発を奨励し、地場産品を最大限に活用していくとともに、返礼品確保のための必要な対策のほか、情報発信を強化して本町の魅力を全国へ伝えるなど、積極的な事業展開を図り、自主財源の確保に取り組んでまいります。また、企業版ふるさと納税についても、自主財源の確保や企業との連携による事業の推進が図られることから、多くの自治体の中から本町を寄附先として選んでもらえるよう積極的な取組を進めてまいります。

役場行政組織の活性化については、職員の職責に応じて外部への研修に派遣することにより、職員の資質や能力の向上を図るとともに、職員個々に求められる適切な業務目標を立て、その達成を求め評価をする人事評価を適切に行ってまいります。

また、新卒の町職員の新規採用が極めて厳しい状況の中、社会人枠での採用及び会計年度任用職員の正職員化等により進めているところではありますが、組織体制への影響により住民サービスの低下を招く懸念もされることから、職員採用に注力していくとともに、町独自による職員採用の実施を視野に入れ、必要な対応を進めてまいります。



従前の行政サービスを維持しながら、人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に対して的確に対応していくためには、地域の枠を越えた連携を検討していく必要性があります。国における第34次の地方制度調査会においては、「人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。」ことが、内閣総理大臣から諮問されたことから、特に今後の町村自治体における行政体制の議論については注視しながら、北海道町村会等との情報共有を図り、将来的な在るべき行政執行体制の確立と住民サービスの維持を図ってまいります。

## ●むすびに

以上、令和8年度の行政執行方針を申し述べました。

令和8年2月20日の第221回国会における高市内閣総理大臣の施政方針演説の中で「日本列島を、強く豊かに」する方針が述べられました。

また、国内投資促進のための「責任ある積極財政」において、「圧倒的に足りないのは、資本投入量、すなわち国内投資です。その促進に向けて徹底的なてこ入れをする。特に民間事業者や地方自治体の取組を後押しするために、政府の予算の予見可能性を確保することが必要であり、何より重要なことは、強い地域経済の構築である。」と述べられております。

このような国の方針による今後の地方自治体が直面していく見通し等を鑑みると、まちづくり施策の推進にあたっては、予見可能性をしっかりと捉えながら、時宜を逸しない積極的なまちづくり施策を進めていく重要な局面を迎えていると考えられますことから、国の動向には遅滞することなく、常に即応出来得る体制を据えながら、令和8年度の行政執行にあたっては、全力を注ぎかつ加速して進めてまいり所存であります。

町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力を、心よりお願い申し上げます。

令和 8 年度

# 教育行政執行方針

雄武町教育委員会

## ●はじめに

令和8年第1回雄武町議会定例会の開会にあたり、雄武町教育行政執行方針について申し上げます。

現在、少子化・人口減少や高齢化、情報・技術のグローバル化の進展、国際情勢の不安定化など、社会の変化は加速度を増し、変動性や不確実性、複雑性が高く、将来の予測が困難な時代となっています。

このような中、国が策定した「第4期教育振興基本計画」においては、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2点をコンセプトとし、また、道の「北海道総合教育大綱」においては、求められる人間像として、「夢や課題に、新たな発想で挑戦する人」や「ふるさとを愛し、グローバルな視点で地域の発展のために行動する人」などが掲げられています。

雄武町教育委員会では、このような国や道の教育の動向を踏まえながら、第6期雄武町総合計画基本計画における「達成感から学ぶ教育のまち・雄武～教育文化の振興と拠点づくり～」を政策基調に、雄武町教育目標である「雄武町の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育む」ための教育を推進するため、雄武町における教育の一層の振興・充実を目指し、施策を推進してまいります。

以下、令和8年度の学校教育、社会教育の主な施策について申し上げます。

# 1

## 学校教育の推進

---

### ◎新しい時代に必要となる資質・能力の育成

新しい時代に必要となる資質・能力の育成については、令和2年度から実施されている学習指導要領に基づき、「知識及び技能」の習得と、「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性」の涵養という、資質・能力の三つの柱の確実な育成に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実という観点から、ICTの利活用を図り、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めます。特に、確かな学力の定着については、各学校の校長のリーダーシップの下、自校の「全国学力・学習状況調査」の結果から児童生徒の学力や学習状況を分析し、継続的な検証改善サイクルを確立するとともに、外部講師やオホーツク教育局の指導主事を招いた「授業づくり」のための実践的な校内研修を計画的に実施し、教職員が一体となって授業の工夫改善を図ります。

### ◎豊かな心と健やかな体の育成

豊かな心と健やかな体の育成については、児童生徒一人ひとりの豊かな心を育むため、道徳教育の充実を図り、要となる道徳科の授業を各教科及び他の教育活動と関連させ、学校の教育活動全体を通じた組織的・計画的な道徳教育を推進します。また、健やかな体の育成について、児童生徒一人ひとりの体力・運動能力の向上を図り、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果の分析を踏まえ、各学校において児童生徒の体育・運動能力の向上のための目標を設定し、体育・保健体育の授業の改善に組織的に取り組みます。さらに、児童生徒の心身の健康の保持増進を図るため、学校給食において地場産食材を活用した献立を提供するとともに、栄養教諭を中心に魅力ある食育を推進します。なお、子育て世代の保護者負担の軽減を図るため、学校給食の無償化については、引き続き継続します。

### ◎特別支援教育の充実

特別支援教育の充実については、子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、通級による指導の実施など適切な学びの場を提供するとともに、特別支援教育支援員を各学校に必要な人数配置し、「個別の教育支援計画」に基づき、学校と家庭、関係機関が連携協力を図り、きめ細やかな支援を行います。また、教職員が児童生徒の特性などに応じた適切な指導や支援を行えるよう、特別支援教育に関わる研修を通じて、教職員の専門性の向上を図ります。

## ●学校段階間の連携・接続の推進

学校段階間の連携・接続の推進については、雄武町の子どもたちの資質・能力の確実な育成を図るため、保小連携においては、保育所と小学校の教職員間で教育内容や指導方法について協議を行い、幼児期の学びが小学校に円滑に移行するよう取り組みます。小中連携においては、定例の校長会議や教頭会議、「雄武町学校教育振興推進協議会」による連携を充実させ、各学校が目指す子ども像を共有するとともに、乗り入れ授業や研究授業などを通じて、教育課程の接続を図り、義務教育9年間を見通した系統的な教育活動を展開します。また、雄武町の小中学校の校舎の老朽化や児童生徒数の減少などに対応するため、「雄武町新しい学校づくり基本計画」を策定し、小中一貫教育の導入に向けて、「雄武町新しい学校づくり検討委員会」を中心に検討を進めます。

## ●いじめや不登校への対応

いじめや不登校への対応については、いじめへの対応として、各学校において、自校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に向け、小学校における縦割り班での児童会活動や中学校における生徒会での絆づくり運動などを通して、児童生徒のコミュニケーション能力や望ましい人間関係を築く力の育成を図ります。また、「いじめはどの学校でも起こり得る」という認識のもと、いじめ防止対策推進法に基づき、アンケート調査や個別面談などを通じて、いじめを積極的に認知するとともに、その解消に向け、学校いじめ対策組織を中心とした生徒指導体制の充実を図り、「いじめ見逃しゼロ」の取組を進めます。不登校への対応として、北海道教育委員会で示している「HOKKAIDO 不登校対策プラン」を踏まえ、各学校において、「みんなが安心して学べる学校づくり」を進めるとともに、不登校や不登校傾向にある児童生徒に対して校種を越えた切れ目のない支援や校内で自分のペースで学習・生活できるサポートルームの設置、スクールカウンセラーを活用した児童生徒及び保護者に対する教育相談体制の整備など、児童生徒や家庭の状況に応じた組織的な支援を行います。

## ●働き方改革の推進

働き方改革の推進については、教育委員会において、各学校への学校事務補助員の配置や事務職員の校務運営への参画、学校から教育委員会への提出書類の省力化など、学校サポート体制の充実に努めます。各学校においては、校務支援システムなどの活用により校務の効率化を図るとともに、教職員のストレスチェックによるメンタルヘルス対策や労働安全衛生管理体制の充実を図り、教職員が健康でやりがいを持つことができる職場環境を整備することで、教職員のこれまでの働き方の見直しを進め、教職員の児童生徒に向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図ります。



## ◎雄武高校の特色化・魅力化と入学者確保の取組

雄武高校の特色化・魅力化と入学者確保の取組については、道立の雄武高校は、雄武町における唯一の高等学校として、雄武町のまちづくりにとって重要な教育機関であります。近年の入学者は、令和6年度に19名、令和7年度に14名と2年連続で20人を下回っており、北海道教育委員会の「これからの高校づくりに関する指針」改訂版に基づき、現在は高校の特色化・魅力化と入学者確保に取り組む集中取組期間として、再編整備を留保されている状況となっています。雄武高校に対しては、これまでも様々な支援を行っており、今後も支援を継続するとともに、令和9年度の高校入試について、雄武高校から北海道教育委員会に対して道外からの出願者の受入れを申請する予定です。北海道教育委員会では、道外からの出願者の受入れの条件として、地域の将来を支える人材を育成することをねらいとした系統的な教育課程を編成することや、住宅などの受入れ体制を整備し、地域が責任をもって継続的に支援することを挙げています。そのため、「雄武高等学校存続対策協議会」を中心とした全町一体となった支援体制の構築や、新たに「高校魅力化コーディネーター」を募集、採用するなどの支援策を通じて、地域と連携・協働した高校の更なる特色化・魅力化と道外からの生徒の受入れ体制の整備を図るとともに、雄武町などの中学生への入学案内に加えて、「地域みらい留学」などを活用した道外の中学生を対象としたPR活動を行い、入学者確保に努めます。

# 2 社会教育の推進

---

## ◎地域と学校の連携・協働の推進

地域と学校の連携・協働の推進について、地域と学校が相互のパートナーとして、地域全体で雄武町の子どもたちの学びや成長を支えていくため、引き続き、地域住民の参画を得て、町民ボランティアによる子どもへの本の読み聞かせ、子ども向けの地域行事の実施など、地域学校協働活動の取組を進めます。また、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）においては、協議会委員による熟議を通して、学校運営の改善や児童生徒の健全育成を図ります。

## ◎部活動の地域展開

部活動の地域展開については、その意義として、急激な少子化が進む中、将来にわたって子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、学校単位で部活動として行われてきた活動を地域全体で関係者が連携して支え、子どもたちの豊かで幅広い活動機会を保障することにあります。そのため、北海道教育委員会の

「北海道部活動の地域展開に関する推進計画」を踏まえ、学校部活動における休日の地域展開に向けて、近隣の市町村との広域での実施の検討や地域説明会の開催、生徒・保護者のニーズの把握など、地域の実情に応じた取組を進めます。

## ●図書館事業の充実

図書館事業の充実については、雄武町の「学びの拠点」である図書館「雄図（ゆ〜と）ぴあ」は、年齢、性別、国籍を問わず、乳幼児から高齢者まで全ての年齢層の方にとって「誰にでも居場所のある図書館」「地域の情報拠点となる図書館」「町民の暮らしに役立つ、優しい図書館」となることを基本方針としています。そのため、引き続き、町民個々のライフステージやニーズに応じた資料の収集など、図書館法に基づく機能の充実と読書活動の推進を図ります。学校図書館支援としては、各学校への図書館司書の派遣や児童生徒を対象とした「ポップコンクール」の開催、読書強調月間などでの各種イベントの実施など、学校との連携を図り、児童生徒に対する読書への興味・関心を高める取組を推進します。また、図書館の魅力を雄武町内外に伝えるため、SNSを積極的に活用するなどの情報発信に努めます。

## ●むすびに

以上、令和8年度の教育行政の主な施策について申し上げました。教育委員会といたしましては、引き続き、雄武の未来を拓く、活力あふれる心豊かな人を育むため、職員一丸となり努めてまいりますので、町民の皆様並びに町議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政の執行方針といたします。





海・山・人 ひびきあう町  
オホーツク  
雄武町



雄武町民憲章（町民の誓い）

雄武町民わたしたちは、オホーツクのきびしい自然を生かし、父祖・先人の労苦を感謝しながら、郷土愛にみちた町づくりと、ひとりひとりのしあわせのため、―すこやかに、なごやかに、まめやかに― 励まし合い、希望と自信をもって、生きがいある生活につとめ、たしかな未来につながる信条をかかげて、朝夕守りとおすことを誓い合います。

- 一、自然を生かし、住みよい環境をつくります。
- 一、きまりを守り、明るい社会をつくります。
- 一、ともに助け合い、楽しい職場をつくります。
- 一、元気に働き、豊かな家庭をつくります。
- 一、希望に生き、たくましい雄武町民となります。

昭和四十六年三月十九日制定